

## 農山漁村における男女共同参画の現状と推進方向

- 女性農業者は、農業就業人口の半数を占めるとともに、地域農産物を活用した加工品づくり等の起業活動で活躍しており、農村地域の活性化に重要な役割を果たしている。
- 一方、農業委員等農山漁村における意志決定過程への女性の参画は、増加傾向にあるものの依然として低い水準であり、その参画を一層推進していくことが重要。

### 農業就業人口に占める女性の割合（平成22年）

農業就業人口	261万人
うち女性	130万人
女性の割合	50%

資料：農林水産省「2010年農林業センサス」

### 農業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

単位：人、%

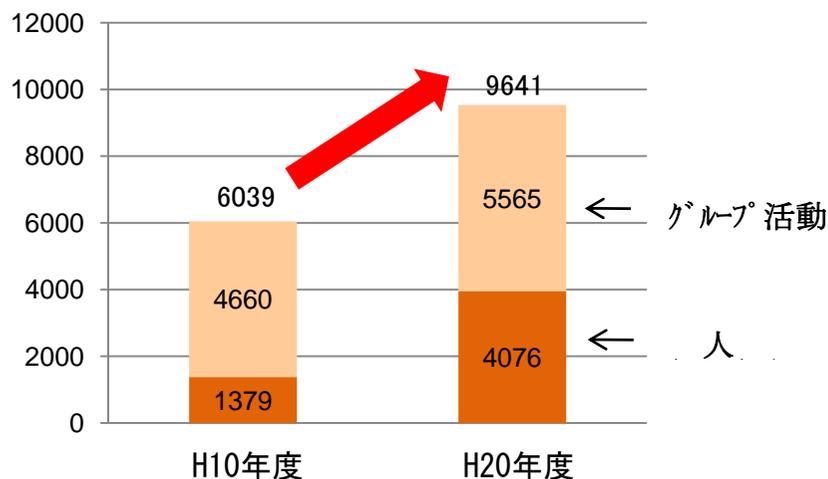
	H12年	H17年	H20年	H22年
農業委員数	59,254	45,379	37,456	36,330
うち女性	1,081	1,869	1,739	1,792
割合	1.8%	4.1%	4.6%	4.9%

	H12年度	H17年度	H19年度	H20年度
農協役員数	32,003	22,799	20,178	20,074
うち女性	187	438	542	605
割合	0.6%	1.9%	2.7%	3.0%

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」、「総合農協統計表」  
注：各年の値は、農業委員が10月1日現在、農協が事業年度末現在。

### 農村女性の起業活動の推移



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

### 農業委員及び農協の女性役員等の登用目標

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及・啓発について（H22. 8. 3付け経営局長通知）

食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農林水産省では、各農業協同組合及び農業委員会において

- ① 役員等に女性が一人も登用されていない組織を次回の役員等の改選時において解消すること
- ② 平成27年3月までに、各組織において2名以上の女性役員等の登用を確実に達成すること

を具体的な目標として設定し、その達成に向けて取り組むこととし、都道府県及び関係団体に対し目標達成に向けた協力を要請。

# 農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策の体系

- 男女共同参画社会基本法及び食料・農業・農村基本法に基づき、農山漁村における男女共同参画を推進。
- 「ゼロ組織の解消」等農協、農業委員会における具体的な女性登用目標を設定し、その達成に向けた取組を推進。

## 男女共同参画社会基本法 (H11.6)

### 男女共同参画基本計画 (H22.12)

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」

#### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

##### 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

#### 成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注)	農業委員会：890 (平成20年度) 農業協同組合：535 (平成19年度)	農業委員会、 農業協同組合とも 0 (平成25年度)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

(注) 農業委員、農業協同組合役員を対象

## 食料・農業・農村基本法 (H11.7)

### 第二章 基本的施策

#### 第三節 農業の持続的な発展に関する施策

##### (女性の参画の促進)

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

## 食料・農業・農村基本計画 (H22.3閣議決定)

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

##### (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

#### ④ 人材の育成・確保等

##### イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及啓発等を実施する。